

令和7年度

幼稚園・認定こども園（幼稚園部） 利用のご案内

「子ども・子育て支援新制度」に移行した幼稚園・認定こども園（幼稚園部）を利用するためには、居住地の市町村へ教育・保育の必要性に応じた認定（『支給認定』）を受けるための手続きが必要です。幼稚園・認定こども園への「入園願書」は入園希望の園に提出し、「施設型給付費等 支給認定申請書」（※在園児で継続利用を希望する場合も必要です。）は広川町教育委員会子ども課へ提出してください。

お問い合わせ

広川町教育委員会 子ども課 こどもまんなか係
TEL 0943-32-1194（直通）

支給認定.....

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし (教育のみ)	教育標準時間 4時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園部)

※新制度に移行されていない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

利用できる町内の施設.....

保育施設名	所在地	定員	連絡先
ひろかわ幸輪保育園	広川町大字 広川 1316	1号:15 2.3号:111	0942-52-3804

申請に必要な書類.....

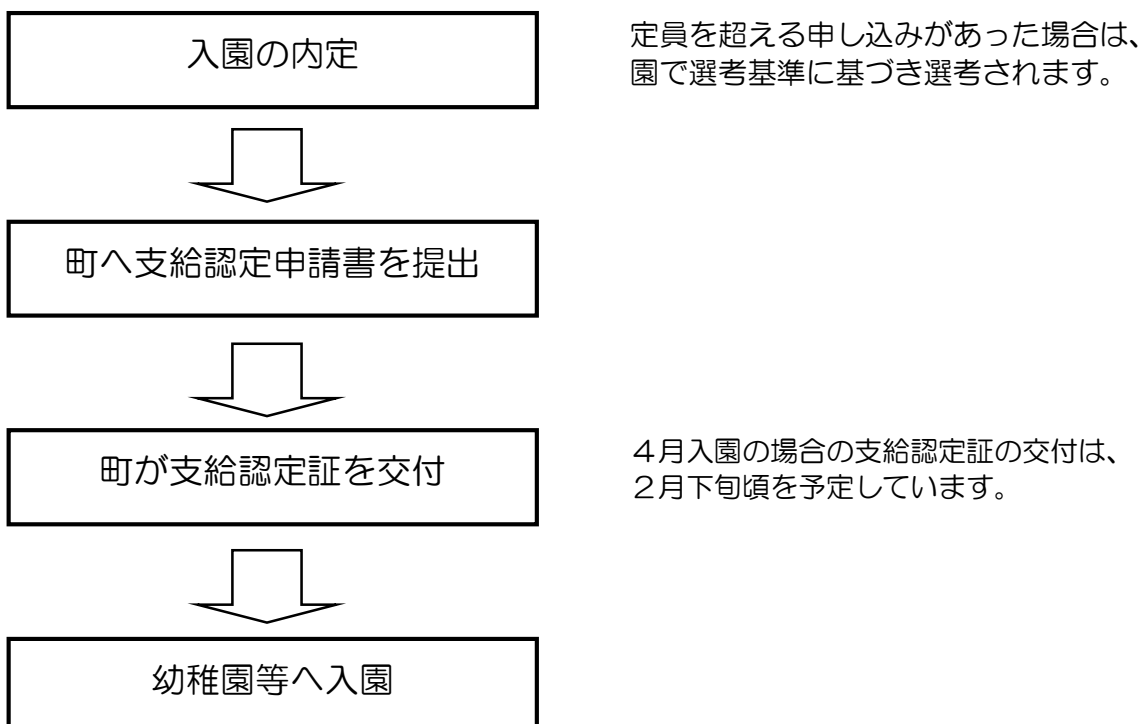
施設型給付費等 支給認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)

※児童1名につき1枚必要です。

※新規申込の提出には、世帯全員分の個人番号(マイナンバー)と、本人確認が必要になります。

入園までの流れ.....

新年度4月入園の場合の流れは以下のとおりです。



保育料について……………

令和元年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化により無料となります。

無償化の対象となる保育料には給食費、行事費等は含まれません。実費として負担いただく費用については、入園時に施設が書面等で説明します。

ただし、給食費のうち、副食費（おかず代等）については、年収360万円未満相当世帯の児童（※1）と第3子以降の児童（※2）は徴収が免除されます。免除対象者には4月中旬頃（予定）に町から通知が届きます。

※1：町民税所得割額77,101円未満の世帯

※2：小学校3年生修了前のきょうだいから数えて第3子以降

預かり保育の利用料について……………

幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性が認定された場合に無償化の対象となります。

◎無償化の対象者と限度額

幼稚園・認定こども園 （教育時間）の預かり保育		施設等利用給付認定の種別	無償化上限額 （月額）
3～5歳児		施設等利用給付認定 （2号）	11,300円 （1日あたりの上限額は450円）
満3歳児 （※）	町民税 非課税	施設等利用給付認定 （3号）	16,300円 （1日あたりの上限額は450円）
	上記以外	—	—

（※）満3歳：3歳になった日から最初の3月31日までの子ども

3歳児から『預かり保育の利用日数×450円（月額11,300円）』を上限として預かり保育の利用料が無償化されます。

ただし、利用料が上限額を超える場合、その差額は保護者の負担となり、施設へお支払いいただくこととなります。

なお、満3歳児については、保育の必要性があると認定された町民税非課税世帯の子どもを対象に『利用日数×450円（月額16,300円）』を上限として無償化されます。

申込み内容に変更があった場合……………

申込み内容に変更があった場合は、子ども課こどもまんなか係へご連絡ください。内容によっては、書類の提出が必要な場合があります。

① 広川町内で住所が変わった場合

② 広川町外へ転出する場合

広川町で支給認定の取消の手続き及び転出先の市町村で支給認定の申請が必要です。

③ 保護者（父母）の離婚・再婚・死別があった場合

④ 保護者や児童の氏名が変わった場合

⑤ 祖父母等、親族と同居を開始した、または同居を解消した場合

⑥ その他、申込み書類の記載内容に変更があった場合

⑦ 確定申告等により、町民税額が変わった場合

⑧ 支給認定申請を取り下げる場合